

ストック・オプション会計への公正価値基準法一本化に伴う課税ベースの拡大と繰延税金資産計上機会拡大

—SFAS 123号と SFAS 123号 (R) の比較によって—

内 田 浩 徳

はじめに

- I 内国歳入法におけるストック・オプション
- II SFAS 123号 (R) におけるストック・オプションの処理
- III スtock・オプション会計への公正価値基準法一本化に伴う会計利益数値と課税所得への影響
- IV スtock・オプション会計への公正価値基準法一本化に伴う繰延税金資産計上機会拡大
おわりに

はじめに

ストック・オプションとは、あらかじめ契約等で決められた金額で、自社の株式を購入または売却できる権利をいう。ストック・オプションの権利者は、将来時点で株価があらかじめ決められた価額以上になった場合、当該権利を行使して売却益（キャピタル・ゲイン）を得ることができる。ストック・オプションの処理方法には、本源的価値法と公正価値基準法の2つがある。本源的価値法とは、ストック・オプションを「オプションの基礎になる株式の市場価額が行使価額を超過する金額¹」で評価する方法をいう。公正価値基準法とは、ストック・オプションを公正価値で評価する方法をいう。

SFAS 123号『株式にもとづく報酬』（以下、SFAS 123号と略称）は、ストック・オプションの会計処理について、原則として、公正価値による評価額（以下、公正価値基準法という）にもとづくものと規定していた。ただし、SFAS 123号は、例外として、APB オピニオン 25号『従業員に発行した株式の会計処理』で認められていた方法である本源的価値法の使用も容認していた²。

- 1 Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R), *Share-Based Payment*, December 2004, para. E 1. (なお、訳出に当たっては、日本公認会計士協会国際委員会訳 財務会計基準書第123号(2004年改訂)『株式にもとづく報酬』2006年7月、を参考にした。) Financial Accounting Standards Board, Accounting Standards Codification 718, *Compensation - Stock Compensation*, 718-10-20. Accounting Standards Codification 718号 (以下、ASC 718号と略称) は、本源的価値法の定義を「関連する株式の公正価値が当該オプションの行使価額を超過する金額」としている。
- 2 Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.123, *Share-Based Payment*, November 1995, Summary and para.1. (なお、訳出に当たっては、ストック・オプション等株式関連報酬制度研究委員会報告『ストック・オプション等の会計をめぐる論点』1997年、を参考にした。)

第1表 公正価値基準法を採用または採用予定の企業数

	公開企業数	左記のうち S&P 500 に該当する企業数
2003年3月時点	179社	
2003年5月	276社	93社
2004年2月	483社	113社
2004年7月	753社	

出所：Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.123, *Share-Based Payment*, November 1995, para. B 5 より作成。

SFAS 123号は、ストック・オプションの処理方法として公正価値基準法を原則処理規定としながらも、実際の会計実務では、ほとんどの企業が例外処理規定である本源的価値法を採用していた。公正価値基準法の採用は、一般的に本源的価値法に比べてより多くの報酬費用を計上する可能性があったという。たとえば、S&P 500のストックインデックスに該当する多くの企業は、本源的価値法を採用したことで、1998年の平均利益を5%誇張していた³。

しかし、エンロンやワールドコムなどの破綻以降、ストック・オプションに公正価値基準法を採用する企業が増加したという。その点を示したのが、第1表である。

公正価値基準法を採用する企業が増加した背景の1つには、巨額な役員報酬に対して批判が高まった点が挙げられる。たとえば、Brian J. Hall and Kevin J. Murphyは、CEOと製造業に従事する従業員（production worker）の報酬比について、1970年では、S&P 500に該当する企業のCEOの報酬が、製造業に従事する従業員の報酬に比べておよそ30倍であったが、2002年にはその比がおよそ360倍にまで拡大した、と指摘している⁴。また、CEOらへの報酬に対する株式の割合について、Lucian Bebchuk and Yaniv Grinsteinは、以下のようにまとめている。

第2表からは、2002年以降の株価低迷に伴い、株式による報酬割合は低下しているが、それでもなお半数以上の役員が株式による報酬を受けていることが見て取れる。

ところで、公正価値基準法を採用する企業の増加は、財務会計上、新たな問題を生み出した。すなわち、公正価値基準法採用後に発生する新たな権利付与にのみそれを適用することは、報告した報酬コストのかさ上げ効果をもたらし、財務諸表利用者に誤解を与える可能性があるという批判であった⁵。

3 Donald E. Kieso, Jerry J. Weygandt and Terry D. Warfield, *Intermediate Accounting Tenth Edition*, John Wiley & Sons, Inc., 2001, p.871.

4 Brian J. Hall and Kevin J. Murphy, The Trouble with Stock Options, *Journal of Economic Perspectives Volume 17 Number 3*, Summer 2003, p.63.

5 Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.148, *Accounting for Stock-Based Compensation – Transition and Disclosure – an amendment of FASB Statement No.123*, December 2002, Summary and paras. A 2–A 5.

第2表 総報酬に占める株式報酬の割合

(a) CEO (%)				(b) Top-Five Executives (%)			
年度	S&P 500	Mid-Cap 400	Small-Cap 600	年度	S&P 500	Mid-Cap 400	Small-Cap 600
1993	41	46	47	1993	37	41	34
1994	48	53	53	1994	42	45	43
1995	49	48	48	1995	42	42	40
1996	56	55	52	1996	50	49	46
1997	63	60	55	1997	57	54	49
1998	70	66	61	1998	63	58	52
1999	71	70	56	1999	65	63	50
2000	78	67	57	2000	72	63	50
2001	76	66	58	2001	72	60	52
2002	67	59	53	2002	62	54	48
2003	59	54	44	2003	55	51	41

出所：Lucian Bebchuk and Yaniv Grinstein, *The Growth of Executive Pay*, *Oxford Review of Economic Policy* Vol.21 No.2, summer 2005, p.290, を一部変更。

そのような批判を受け、FASBは、それら問題点を見直し、開示の範囲を拡大させるために、2002年にSFAS 148号『株式にもとづく報酬に関する会計－経過措置および開示－FASBステートメント123号の改訂』（以下、SFAS 148号と略称）⁶を公表した。その後、FASBは、2004年にSFAS 123号の改訂およびSFAS 148号を廃止するSFAS 123号『株式報酬にもとづく支払』（2004年改訂）（以下、SFAS 123号（R）と略称）⁷を公表した。

SFAS 123号（R）の採用は、IIで述べるように、ストック・オプションに関する財務会計上の処理方法として、従来まで容認していた本源的価値法を否定し、公正価値基準法に一本化した。では、公正価値基準法の本体化は、会計利益数値と課税所得の関係になんらかの影響を与えたのであろうか。また、それは、税効果会計を適用している企業にどのような影響を与えたのであろうか。本稿は、SFAS 123号とSFAS 123号（R）の比較を通じて、ストック・オプション会計への公正価値基準法の本体化が、会計利益数値と課税所得の関係および税効果会計にどのような影響を与えたのかについて明らかにすることを目的としている。

6 SFAS 148号の詳細な内容とその持つ意味については、上田幸則「アメリカにおけるストック・オプション会計への対応－財務会計基準ステートメント第148号『株式に基づく報酬に関する会計－移行措置および開示』について」『経営情報学部論集』16(1), 2003年6月, 1～13ページ, を参照されたい。

7 2009年6月にFASBは、従来までのU.S.GAAPを再構築したASCを承認した。ASCは、2009年9月15日以降に終了する期間の中間および期末から適用しなければならない。(ASC, *FASB Accounting Standards Codification Notice to Constituents (V 3.0) About the Codification*, pp.5-6.)

本稿は、SFAS 123号とSFAS 123号（R）の比較を通じて公正価値一本化に伴う会計利益数値と課税所得の関係および税効果会計への影響を考察している。そのため、本稿はASCを本文中で使用していない。

I 内国歳入法におけるストック・オプション

1 適格ストック・オプションの課税関係

内国歳入法（Internal Revenue Code：以下、IRC と略称）は、ストック・オプションをインセンティブ・ストック・オプション（以下、適格ストック・オプションとする）と非適格ストック・オプションに分類している。適格ストック・オプションは、以下の要件を満たさなければ税務上の恩恵を受けることが出来ない。

- 「1 このような株式（適格ストック・オプション－内田）の処分（disposition）が、オプションの行使日から2年以内にその者によって行われていない場合、または、そのような株式を譲渡してから1年以内にその者によって行われていない場合
- 2 当該オプションの付与日から行使日の3ヶ月前までのすべての期間において、このような者（自社、親会社、子会社、関係会社などに属する者－内田）が、……（中略）……オプションを行使した企業の従業員であった場合⁸」

また、適格ストック・オプションは、以下の6つの条件を満たさなければならない。

- 「1 当該オプションのもとで発行されるかもしれない株式総数とオプションを受け取る権利を保有する従業員を含むプランに従ってオプションが付与されており、かつ、当該プランが採用される前後12ヶ月以内に、株主によって承認されていること
- 2 当該プランが採用された日または株主によって承認された日の早い方から10年以内にオプションが付与されていること
- 3 当該オプションが付与されてから10年の満期日後はオプションの権利行使ができないこと
- 4 当該オプション価額が、オプションの付与時点の公正な市場価値（fair market value）以下であること
- 5 当該オプションが、遺言（will）または不動産相続（descent）に関する法律および遺産分配（distribution）に関する法律以外では、譲渡ができず、かつ、権利付与者が生存期間中で、その人のみが当該オプションの権利を行使できること
- 6 当該オプションの付与者は、事業主法人（employer corporation）あるいは親会社

⁸ James E. Smith, *Internal Revenue Code of 1986 and Treasury Regulations Annotated and Selected 2011 Edition*, South-Western, §422 (a) (1) and (2).

または子会社のすべての株式の種類について、総議決権の10%以上の株式を保有していないこと」⁹

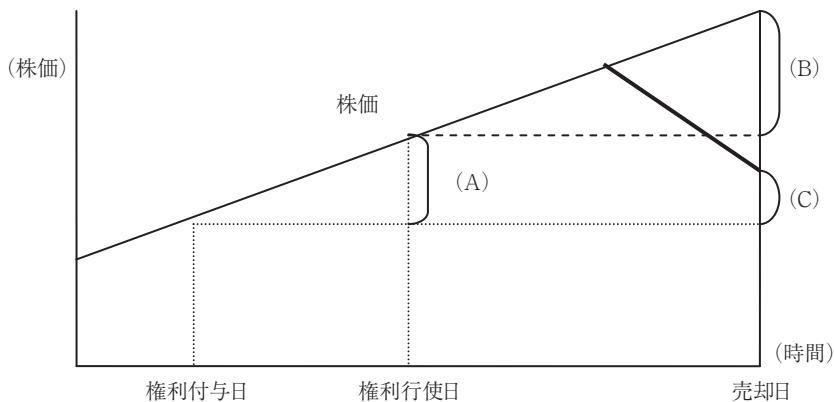
これら条件を満たす適格ストック・オプションは、IRC§421 (a) にしたがって課税されることになる。適格ストック・オプションは、それを発行する企業とそれを取得人でそれぞれ課税関係が異なる。前者の発行企業は、権利付与時点、権利行使時点、売却時点のすべての段階で課税関係が発生しない¹⁰。後者の取得者は、権利付与時点および権利行使時点で課税関係が発生しないが、売却時点で課税関係が発生する。売却時点の課税対象は、契約で定められた権利行使価額と売却時価の差額である¹¹。

適格ストック・オプションに該当した場合に発生する所得分類を示したのが、第1図である。

適格ストック・オプションは、前述したように企業側に課税関係が発生しないが、オプション取得者に課税関係が発生する。その所得分類は、オプション行使時点の株価と売却時点の株価を比較して、売却時点の株価の方が高くなった場合、(A)の部分が給与所得となり、(B)の部分が、キャピタル・ゲインとなる。行使時点の株価よりも売却時点の株価の方が安くなった場合、(C)の部分が給与所得となる¹²。適格ストック・オプション取得者は、これら所得に対してそれぞれ課税されることになる。

適格ストック・オプションは、オプション保有者に対して売却時まで課税が繰り延べ

第1図 適格ストック・オプションに該当した場合の所得分類



出所：廣山公美王「米国における制度の概要とその会計処理等の現状」ストック・オプション等株式関連報酬制度研究委員会報告『ストック・オプション等の会計をめぐる論点』1997年、151ページ、を一部変更。

9 Ibid., §422 (b) (1) - (6).

10 Ibid., §421 (a).

11 Ibid., §421 (a).

12 廣山公美王「米国における制度の概要とその会計処理等の現状」ストック・オプション等株式関連報酬制度研究委員会報告『ストック・オプション等の会計をめぐる論点』1997年、150～151ページ。

られるという税務上のメリットがある。それに対して、企業側は、①税務上、ストック・オプションに関連する費用が損金に算入できない、②長期にわたってストック・オプションを保有してもらえない、③既存の株主の株が稀薄化してしまう、などといった税務上のデメリットがある。¹³

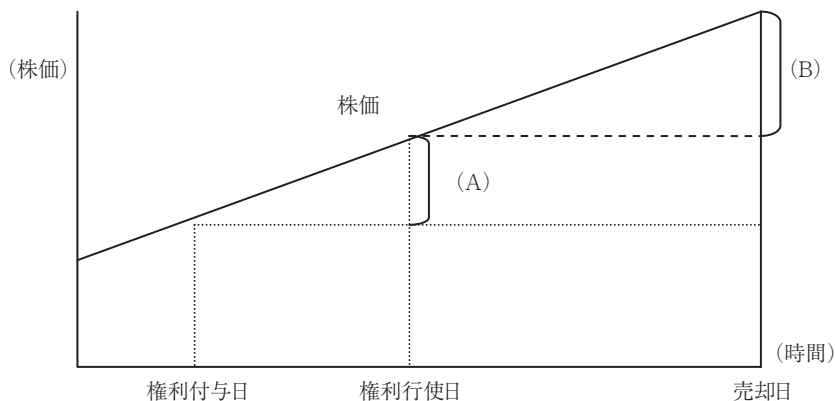
2 非適格ストック・オプションの課税関係

非適格ストック・オプションは、IRC§422 (a) および (b) の規定を満たさないオプションをいう。非適格ストック・オプションは、適格ストック・オプションと同様、それを発行する企業とそれを取得する人でそれぞれ課税関係が異なる。前者の発行企業は、権利付与時点および売却時点では適格ストック・オプションと同様に課税関係が発生しないが、権利行使時点で課税関係が発生する。権利行使時点での課税対象は、契約で定められた権利行使価額と権利行使時点における株式の市場価額との差額である。¹⁴当該処理は、財務会計上の本源的価値法と等しいことを意味する。後者のオプション取得者は、権利付与時点で課税関係が発生しないが、権利行使時点および売却時点でそれぞれ課税関係が発生する。

非適格ストック・オプションに該当した場合に発生する所得分類を示したのが第2図である。

企業側における非適格ストック・オプションの課税関係は、前述したように権利行使時点であり、当該オプションの付与時点の株価と権利行使時点の株価を比較して、権利

第2図 非適格ストック・オプションに該当した場合の所得分類



出所：廣山公美王，前掲書，152 ページ。

13 Brent M. Longnecker, Danielle Jiacomin and Cara King, Deferring Taxation on Restricted Stock Awards, Non-qualified Stock Option and Cash Awards, *Benefits Quarterly* 14-3, *Third Quarter*, 1998, p.38. Jeffrey R. Austin, Jennifer J. Gaver and Kenneth M. Gaver, The Choice of Incentive Stock Option VS. Nonqualified Options: A Marginal Tax Rate Perspective, *The Journal of the American Taxation Association* Volume 20 Number 2, Fall 1998, p.1.

14 I.R.C., §421 (b).

行使時点の株価の方が高い場合、(A)の部分が課税対象になる。それに対して、当該オプション取得者における非適格ストック・オプションの課税関係は、付与日時点の株価と行使時点の株価を比較して、行使時点の株価の方が高い場合、(A)の部分が給与所得になる。また、行使日時点の株価と売却時点の株価を比較して、売却時点の株価の方が高い場合、(B)の部分がキャピタル・ゲインになる。¹⁵

非適格ストック・オプションは、企業側に①権利行使時に損金算入できる、②適格ストック・オプションよりも既存株主の株の稀薄化が少ない、③ストック・オプションを長期間保有される可能性が高い、などといった税務上のメリットを持つが、他方で、①稼得利益が変動する可能性がある、②一株当たりの利益が稀薄化する、などといった税務上のデメリットを持つ。また、非適格ストック・オプションの保有者は、オプションの短期保有の場合に税金負債を最小化するという税務上のメリットを持つが、権利行使時に税金負債が発生するという税務上デメリットを持つ。¹⁶

II SFAS 123号 (R) におけるストック・オプションの処理

SFAS 123号 (R) は、ストック・オプションの会計処理について以下のように規定している。

「従業員との株式にもとづく支払取引は、発行した持分商品の公正価値を基礎にして測定しなければならない。」¹⁷

SFAS 123号 (R) は、ストック・オプションの処理として従来まで認められていた本源的価値法を否定し、公正価値基準法に一本化した。SFAS 123号 (R) が、公正価値基準法のみを採用した理由について、代替する会計処理法を削除することによって、財務情報の比較可能性を高めることができるためだと述べている。¹⁸

15 廣山公美王, 前掲書, 151 ページ。

16 Brent M. Longnecker, Danielle Jacomin and Cara King, *op. cit.*, p.38.

Brent M. Longnecker, Danielle Jacomin and Cara King は、非適格ストック・オプションの税務上のデメリットとして、「稼得利益を変動させる可能性がある」と指摘しているが、Michelle Hanlon and Terry Shevlin は、非適格ストック・オプションを利用してタックス・ベネフィットを得ている企業があることを指摘している。

「Cisco は、従業員ストック・オプションの行使により 2.5 十億ドル近いタックス・ベネフィットを得ていた。……(中略)……当該企業は、2.67 十億ドルの利益を報告しながら全くといっていいほど連邦法人税を支払っていなかった。Cisco は、非適格オプションの行使によって認識した便益と等しい額の税額控除 (income tax deduction) によってタックス・ベネフィットを得ていた」と。(Michelle Hanlon and Terry Shevlin, *Accounting for Tax Benefits of Employee Stock Options and Implications for Research, Accounting Horizons Vol.16 No.1*, March 2002, p.1.)

17 SFAS 123 (R), para.7. (ASC 718-10-30-2.)

18 *Ibid.*, Summary.

公正価値基準法の採用は、その数値の見積に当たって、オプション・プライシング・モデルなどの評価技法を利用しなければならない。SFAS 123号（R）は、公正価値を見積る評価技法として、格子モデル（たとえば、二項モデルなど）や閉鎖形式モデル（たとえば、ブラック・ショールズ・モデルなど）¹⁹を例示している。そして、その見積りに当たって、SFAS 123号（R）は、①オプションの行使価額、②オプションの予想期間、③基礎になる株式の当時の価額、④オプションの予想期間における基礎になる株価の予想変動率、⑤オプションの予測期間における基礎になる株価の予想配当および⑥オプションの予想期間における安全利率²⁰などを考慮しなければならないと規定している。そして、SFAS 123号（R）は、「実際の経験にもとづく予想は、将来が過去とは異なることが合理的に予想されることを示す現在入手できる情報を反映²¹」すべきだと規定している。このようにSFAS 123号（R）は、見積りによるストック・オプションの測定を要求している。

Ⅲ スtock・オプション会計への公正価値基準法 一本化に伴う会計利益数値と課税所得への影響

ストック・オプション取引は、財務会計と税務会計の処理の相違によって、帳簿利益と課税所得に差異をもたらす。SFAS 123号（R）適用前後における財務会計と税務会計のストック・オプションの処理の相違から発生する差異には、以下の4つがある。

第3表 スtock・オプションにかかる財務会計と税務会計の処理

	財務会計目的	税務会計目的
ケース A	本源的価値法	課税関係なし（適格ストック・オプション）
ケース B	本源的価値法	行使価額（非適格ストック・オプション）
ケース C	公正価値基準法	課税関係なし（適格ストック・オプション）
ケース D	公正価値基準法	行使価額（非適格ストック・オプション）

Aを採用した場合、財務会計上のストック・オプションの権利行使価額を、権利付与時の株価の公正価値と等しいと仮定すれば、財務会計と税務会計ともに報酬額を費用および損金処理する必要はない。その場合は、一時差異²²も永久差異²³も発生しない。

19 *Ibid.*, para. A 13. (ASC 718-10-55-16.)

20 *Ibid.*, para. A 18. (ASC 718-10-55-21.)

21 *Ibid.*, para. A 21. (ASC 718-10-55-23.)

22 Alvin D. Knott and Jacob D. Rosenfeld, *Book and Tax (Part One) : A Selective Exploration of Two Parallel Universes, Tax Note Volume 99 Number 6, May 12 2003, p.891.*

23 SFAS 109号『法人税等の会計処理』(ASC 740 *Income taxes*)では、永久差異を定義していない。R. G. Schroeder, Myrtle W. Clark and Jack M. Catheyは、永久差異について、以下のように述べている。 ↗

Bを採用した場合、もし、税務会計上、非適格ストック・オプションの権利行使価額が、それを上回る株式の市場価格であったとすれば、その超過額を報酬費用として処理する必要がある。その処理は、税務会計上、「税額控除を行う時点で、課税所得よりも大きい財務会計上の利益をもたらす永久差異（税務上は損金算入するが、会計上は費用計上しないことで発生する永久差異－内田）を発生させる。……（中略）……財務会計上は、その報酬費用が認識されないため、損益計算書上の税金費用の減少を示す法人税便益（法人税の支払額減少）が認識されることもない。その代わりに、法人税の支払額の減少を追加払込資本として処理²⁴」しなければならない。

Cを採用した場合、財務会計上、企業は、公正価値基準法を採用しているため「権利付与時のオプションの公正価値が、権利確定期間にわたって報酬費用として²⁵」処理する。それに対して、税務会計上、企業は、適格ストック・オプションを採用しているため、課税関係が発生しない。つまり、財務会計上は、報酬費用を費用計上されるが、税務会計上は、損金算入されない。両処理の相違は、永久差異に該当する。当該永久差異は、財務会計上、費用計上される年度において、財務会計上の利益よりも課税所得の方が大きくなる²⁶。

Dを採用した場合、財務会計上は、Cのケースと同様に権利確定期間にわたって費用処理される。それに対して、税務会計上は、権利行使時点で課税される。つまり、財務会計上は、ストック・オプションを公正価値基準法で処理し、税務会計上は、財務会計という本源的価値法で処理しているため、一時差異が発生することになる。

では、税務上、非適格ストック・オプションを利用したと仮定して、SFAS 123号(R)適用前後で会計利益数値および課税所得にどのような影響を与えるのであろうか。以下では、その点について設例を用いて考察する。

〈設例 1〉

財務会計目的：本源的価値法 VS 税務会計目的：権利行使価額（ケース B）の場合²⁷
 ①企業 Y は、会計年度および事業年度ともに 1 年である。20X2 年 12 月 31 日において、税引前利益が 80,000 ドルある。

ㄨ 「永久差異は、財務会計上の税引前利益または課税所得のいずれかに影響を及ぼすが、両方に影響を及ぼすことはない。税務上、益金不算入またはその他の損金算入項目がある企業は、これらの項目が存在しなかった場合と比べて、財務会計上の税引前利益との関係でみると、相対的に少額の課税所得を計上することになり、逆に、損金算入が認められない費用がある企業は、相対的に多額の課税所得を計上することになる。」と。（加古宜士・大塚宗春監訳『財務会計の理論と応用』中央経済社、2004年、438ページ。）

24 Alvin D. Knott and Jacob D. Rosenfeld, *op. cit.*, p.891.

25 *Ibid.*, p.891.

26 *Ibid.*, p.891.

27 *Ibid.*, pp.892-897 をもとに作成。

②帳簿利益と課税所得の処理の相違には、以下のようなものがある。

- i. 財務会計上は、当期に 10,000 ドルの割賦金として収益計上しなければならないが、税務会計上は、当期に益金算入する必要のない性質を有する備品を売却した。当該売却益に関して、財務会計上は、20 X 2 年に 10,000 ドルの利得を認識し、税務会計上は、20 X 3 年にそれを益金算入した。（将来加算一時差異の発生）
- ii. 20 X 4 年に税務会計上、控除可能になることを期待した繰延報酬 30,000 ドルを財務会計上、20 X 2 年に費用計上した。（将来減算一時差異の発生）
- iii. 企業 Y が非適格ストック・オプションの行使による税額控除 40,000 ドルを行ったが、財務会計上は当該オプションを費用処理していない。（永久差異の発生）

③税率は、35% であり、州・地方・外国税を考慮しない。

④企業 Y は、本事例の初年度以前に繰延税金負債、繰延税金資産または評価性引当金はない。

⑤企業 Y は、継続事業活動項目、非継続事業活動項目、異常項目および持分項目に法人税費用を配分していないし、流動および固定項目別に繰延税金負債や繰延税金資産を区分していない。

以上の条件をもとに法人税費用の決定プロセスを示せば、以下のようなステップを踏むことになる。

Step 1：当期の税額の決定

\$ 80,000		税引前利益
+	\$ 30,000	財務会計上は費用認識するが、税務会計上は損金算入しない繰延報酬
-	\$ 10,000	財務会計上は利得を認識するが、税務会計上は益金算入しない割賦金
	\$100,000	課税所得（税効果会計適用後税引前利益）
×	35%	
	\$ 35,000	当期の法人税費用および当期の未払税金

実際の課税所得（税務上支払う税金）の計算は、ストック・オプションの権利行使に帰属する税額控除を課税所得から控除することで、課税所得が 60,000 ドル（100,000 ドル－40,000 ドル）、当期法人税費用が 21,000 ドル（60,000 ドル×35%）になる。財務会計上の利益計算は、一時差異および永久差異が存在するため、課税所得（税効果適用後税引前利益）を 100,000 ドル、当期法人税費用を 35,000 ドルとして処理している。実際の課税所得で計算した当期法人税費用の 21,000 ドルは、企業 Y が内国歳入庁に実際に支払うであろう金額を意味する。従業員ストック・オプションに帰属する税便益は、当期法人税費用を決定するプロセスには含まれていない。当該金額は、納付すべき税金

の減少として反映されることになる。

Step 2 : 将来加算および将来減算一時差異の識別

将来加算一時差異 : 10,000 ドル

上記の将来加算一時差異は、割賦商品が 10,000 ドルの帳簿価値（当期に収益として計上）を持ちながら、税務上は、課税標準がゼロ（当期益金不算入）という点に起因する。

将来減算一時差異 : 30,000 ドル

上記の将来減算一時差異は、財務会計上の報酬費用 30,000 ドルを当期の費用として計上しなければならないが、税務会計上は、それを支払うまで損金算入できないため、税務会計上の損金額は、ゼロになるという点に起因する。

Step 3 : 将来加算一時差異に対して繰延税金負債を認識

繰延税金負債 = 3,500 ドル (10,000 ドル × 35%)

Step 4 : 将来減算一時差異に対して繰延税金資産を認識

繰延税金資産 = 10,500 ドル (30,000 ドル × 35%)

Step 5 : 評価性引当金の設定

企業 Y は、繰延税金資産を 10,500 ドル保有しているが、その金額に対する実現可能性の評価を行わなければならない。繰延報酬に対する 30,000 ドルの控除は、20 X 4 年に発生すると仮定している。また、繰延税金資産は 20 X 2 年（課税所得が 100,000 ドル存在）および 20 X 3 年（10,000 ドルの繰延税金負債が、解消すると仮定）の証拠を根拠に繰戻されると考えている。ゆえに、企業 Y は、すべての繰延税金資産が実現し、評価性引当金が必要ない可能性はおそらくあると考えている。

Step 6 : 繰延税金費用または便益の決定

20 X 1 年度の繰延税金負債、繰延税金資産および評価性引当金 :	0 ドル
20 X 2 年度末の繰延税金資産の純額	: 7,000 ドル
	(10,500 ドル - 3,500 ドル)
繰延税便益	: 7,000 ドル

Step 7：総法人税費用の決定

総法人税費用は、28,000ドルであり、その内訳には、35,000ドルの当期法人税費用および7,000ドルの繰延税便益が含まれる。未払法人税費用（税務上の支払う税金）は、21,000ドルである。総法人税費用の減少額14,000ドルは、資本剰余金（持分）として財務会計上、処理される。上記の点を仕訳で示せば、以下のようになる。

（借）当期法人税費用	35,000	（貸）未払法人税費用	21,000
		資本剰余金	14,000
繰延税金資産	10,500	繰延税金負債	3,500
		繰延税便益	7,000

また、設例1にもとづいて企業YのSchedule M-1を作成すれば、以下のようになる。

Schedule M-1	帳簿利益（損失）と課税所得の一致		
1 帳簿純利益（損失）	\$ 52,000	7 本年度に課税対象にならないが帳簿では計上される収益（項目別）	
2 連邦所得税	28,000	免税利子 \$	
3 キャピタル・ロスのキャピタル・ゲイン超過額	0	
4 本得年度に帳簿では計上されないが課税対象の収益（項目別）		割賦販売からの利得	\$ 10,000
.		8 本年度に帳簿では計上されないが控除される費用（項目別）	
.	0	a 減価償却費 \$	
5 本年度に控除されないが帳簿では計上されている費用（項目別）		b 慈善寄付金 \$	
a 減価償却費 \$	
b 慈善寄付金 \$	
c 旅費および交際費 \$	
.		ストック・オプションの行使	40,000
繰延報酬	30,000	9 7から8の合計	50,000
6 1から5の合計	110,000	10 課税所得－6から9を控除	60,000

Schedule M-1は、税引前利益80,000ドルから当期法人税費用28,000ドルを差し引いた52,000ドルを1に記載する。会計上支払うべき税額（当期法人税費用）28,000ドルは2に記載する。

設例1は、財務会計上、費用計上されるが、税務会計上、損金算入されない金額30,000ドル（繰延報酬に係る金額）、財務会計上、収益計上されるが、税務会計上、益金算入されない金額（割賦販売からの利得）10,000ドル、財務会計上、費用計上されないが、

税務会計上、損金算入される金額（ストック・オプションの行使に係る金額）40,000 ドルを加減算することで、税務上、課税所得を計算する。ストック・オプションの処理に関して、財務会計上、本源的価値法を、税務会計上、権利行使価額（非適格ストック・オプション）を採用した場合、課税所得（60,000 ドル）よりも大きな会計利益（80,000 ドル）が計上されることになる。

では、財務会計上のストック・オプションの処理に公正価値基準法を採用した場合、その関係はどのように変化するのであろうか。その点を設例2で考察する。

〈設例2〉

財務会計目的：公正価値基準法 VS 税務会計目的：権利行使価額（ケースD）の場合

設例1の②のiiiを以下と置き換える。

企業Yは非適格ストック・オプションの権利付与に伴う費用を財務会計上、公正価値で評価した。財務会計上の認識すべき報酬費用は、10,000 ドルである。税務会計上は、権利行使時点まで、損金として計上できない。（将来減算一時差異の発生）

Step 1：当期の税額の決定

\$ 80,000	ストック・オプションに係る費用の控除前税引前利益
－ \$ 10,000	公正価値基準法にもとづくストック・オプションの評価額
<hr/>	
\$ 70,000	税引前利益
＋ \$ 30,000	財務会計上は費用認識するが、税務会計上は損金算入しない繰延報酬
＋ \$ 10,000	財務会計上は費用として認識するが、税務会計上は損金算入しないストック・オプション
－ \$ 10,000	財務会計上は利得を認識するが、税務会計上は益金算入しない割賦金
\$ 100,000	課税所得（税効果会計適用後税引前利益）
× 35%	
<hr/>	
\$ 35,000	当期の法人税費用および当期の未払税金

企業Yは、ストック・オプションを公正価値基準法で評価し費用計上しなければならない。そのため、税引前利益が設例1よりも10,000ドル少なくなる。しかし、設例2は、課税所得の金額に非適格ストック・オプションから発生した一時差異が加算されるので、設例1と同様、課税所得（税効果会計適用後税引前利益）が100,000ドル（70,000ドル＋30,000ドル＋10,000ドル－10,000ドル）、当期法人税費用が35,000ドル（100,000ドル×35%）になる。

Step 2：将来加算および将来減算一時差異の識別

設例 1 の Step 2 に以下を加える。

将来減算一時差異：10,000 ドル

上記の将来減算一時差異は、財務会計上、報酬費用 10,000 ドルを計上しなければならないが、税務会計上、それを行使した時点まで損金算入できないため、税務会計上の損金が、ゼロであるという点に起因する。

Step 3：将来加算一時差異に対して繰延税金負債を認識

設例 1 と同じ。

Step 4：将来減算一時差異に対して繰延税金資産を認識

設例 1 の Step 4 に以下を加える。

繰延税金資産 = 3,500 ドル (10,000 ドル × 35%)

Step 5：評価性引当金の設定

企業 Y は、繰延税金資産を 14,000 ドル保有しているが、その金額に対する実現可能性の評価を行わなければならない。繰延報酬に対する 30,000 ドルの控除は、20 X 4 年に発生すると仮定している。繰延税金資産は 20 X 2 年（課税所得が 100,000 ドル存在）および 20 X 3 年（10,000 ドルの繰延税金負債が、解消すると仮定）の証拠を根拠に繰戻されると考えている。ゆえに、企業 Y は、すべての繰延税金資産が実現し、評価性引当金が必要ない可能性はおそらくあると仮定している。

Step 6：繰延税金費用または便益の決定

20 X 1 年度の繰延税金負債，繰延税金資産および評価性引当金：	0 ドル
20 X 2 年度末の繰延税金資産の純額	： 10,500 ドル
	(10,500 ドル + 3,500 ドル - 3,500 ドル)
繰延税便益	： 10,500 ドル

Step 7：総法人税費用の決定

総法人税費用は、24,500 ドルであり、その内訳には、35,000 ドルの当期法人税費用および 10,500 ドルの繰延税便益が含まれる。非適格ストック・オプションは権利行使時点まで損金算入できないため、課税所得が 100,000 ドル、当期法人税費用が 35,000 ドル (100,000 ドル × 35%) になる。以上の点を仕訳で示せば、以下のようになる。

(借) 当期法人税費用	35,000	(貸) 未払法人税費用	35,000
繰延税金資産	14,000	繰延税金負債	3,500
		繰延税便益	10,500

また、設例2にもとづいて企業YのSchedule M-1を作成すれば、以下のようになる。

Schedule M-1	帳簿利益(損失)と課税所得の一致		
1 帳簿純利益(損失)	\$45,500	7 本年度に課税対象にならないが帳簿では計上される収益(項目別)	
2 連邦所得税	24,500	免税利子 \$	
3 キャピタル・ロスのキャピタル・ゲイン超過額	0	
4 本得年度に帳簿では計上されないが課税対象の収益(項目別)		割賦販売からの利得	\$ 10,000
.		8 本年度に帳簿では計上されないが控除される費用(項目別)	
.	0	a 減価償却費 \$	
5 本年度に控除されないが帳簿では計上されている費用(項目別)		b 慈善寄付金 \$	
a 減価償却費 \$	
b 慈善寄付金 \$	
c 旅費および交際費 \$	
.	
繰延報酬	30,000	ストック・オプションの行使	0
ストック・オプションの付与	10,000	9 7から8の合計	10,000
6 1から5の合計	110,000	10 課税所得-6から9を控除	100,000

Schedule M-1は、税引前利益70,000ドルから当期法人税費用24,500ドルを差し引いた45,500ドルを1に記載する。会計上支払うべき税額(当期法人税費用)24,500ドルは2に記載する。

設例2は、財務会計上、費用計上されるが、税務会計上、損金算入されない金額(繰延報酬およびストック・オプションの付与に係る金額)40,000ドル、財務会計上、収益計上されるが、税務会計上、益金算入されない金額(割賦販売からの利得に係る金額)10,000ドルを加減算することで、税務上、課税所得を計算する。ストック・オプションの処理に関して、財務会計上、公正価値基準法を、税務会計上、権利行使価額(非適格ストック・オプション)を採用した場合、ストック・オプションの権利付与時点では、会計上の利益数値(70,000ドル)に比べて課税所得(100,000ドル)の方が大きくなる。

このように、財務会計と税務会計におけるストック・オプションの処理パターンであ

第4表 財務会計上の利益数値と課税所得との関係および一時差異・永久差異の発生区分

	会計利益 VS 課税所得	一時差異・永久差異の発生区分
ケース A	－	差異なし
ケース B	会計利益 > 課税所得	永久差異
ケース C	会計利益 < 課税所得	永久差異
ケース D	会計利益 < 課税所得 会計利益 > 課税所得	一時差異または永久差異

るケース A からケース D の財務会計上の利益数値と課税所得でどちらが大きくなるのかおよび一時差異・永久差異の発生の有無をまとめたのが、第4表である。

SFAS 123 号 (R) 採用以前は、ケース A～ケース D のすべてが発生する可能性があった。前述したように、SFAS 123 号 (R) 採用以前は、財務会計上、ほとんどの企業が本源的価値法を採用していたため、ケース A またはケース B が発生することが多かったと考えられる。ケース A は、財務会計上の利益数値および課税所得ともに影響を与えないが、ケース B は、課税所得よりも財務会計上の利益数値の方が大きくなる。このことは、SFAS 123 号 (R) 採用以前は、財務会計上、大きな利益を計上しつつ、税務会計上、小さな課税所得を計上することが可能であったことを意味する。

SFAS 123 号 (R) 採用以後は、財務会計上のストック・オプションの評価方法を公正価値基準法に一本化した。そのため、ケース C またはケース D が発生する。ケース C は、財務会計上、当該ストック・オプションを費用として処理することができるが、税務会計上、それができないため、財務会計上の利益数値よりも課税所得の方が大きくなる。

ケース D は、設例 2 のように税務会計上、権利が行使されるまで損金算入できないが、財務会計上、ストック・オプションを権利確定期間にわたって費用処理しなければならないため、財務会計上の利益数値よりも大きい課税所得が発生する。また、ケース D は、「ストック・オプションの権利行使時点で公正な市場価額を超過する範囲内の……（中略）……費用計上できない税額控除²⁸が」あった場合、課税所得よりも大きい財務会計上の利益数値が発生する可能性もある。

現行のストック・オプションの評価方法である公正価値基準法を採用したケースであるケース C とケース D に共通することは、財務会計上の利益数値よりも課税所得の方が大きくなる可能性があるという点である。このことは、SFAS 123 号 (R) 採用以前と異なり、財務会計上の利益数値を縮小、課税所得を拡大可能にしたことを意味する。つまり、ストック・オプション会計への公正価値基準法一本化は、課税ベースの拡大をもたらしたのである。

28 Ibid., p.891.

IV ストック・オプション会計への公正価値基準法 一本化に伴う繰延税金資産計上機会拡大

第4表を見てわかるように、財務会計におけるストック・オプションへの公正価値基準法一本化は、税効果会計の対象である一時差異を発生させる可能性をもつ。税効果会計の対象である一時差異には、将来加算一時差異と将来減算一時差異があり、それらを、繰延税金負債または繰延税金資産として計上しなければならない。前者の繰延税金負債は、一時差異が解消する将来年度に会計上、税金を支払うと仮定して、その効果(税金の未払い)を負債として計上する²⁹。後者の繰延税金資産は、一時差異が解消する将来年度に税金が戻ってくると仮定して、その効果(税金の前払い)を資産として計上する³⁰。

SFAS 123号(R)にもとづきストック・オプションを処理した場合に発生する一時差異は、将来減算一時差異に該当するため、繰延税金資産を計上しなければならない。では、SFAS 123号(R)採用前後で繰延税金資産の計上機会はどのくらい変化したのだろうか。その点を示したのが第5表である³¹。

税務会計上の非適格ストック・オプションの課税関係は、契約で定められた権利行使

29 繰延税金負債は、当該事象に対する課税がすでに確定したとみなしているため、企業が存続していく限りいずれ当該差異は解消する。しかし、税務上の処理が本当に確定したか否かは不確実である。SFAS 109号(ASC 740号)は、納税申告書上の会計処理が否認された場合の財務会計上の処理に関して明確な規定が存在しなかった。そのため会計実務では、様々な処理がなされており、繰延税金に対する比較可能性の欠如を招いていたという(Financial Accounting Standards Board, FASB Interpretation No.48, *Accounting for Uncertainty in Income Taxes, an interpretation of FASB Statement No.109*, June 2006, para. B 2.)。そこでFASBは、2006年6月にFASB解釈指針(Interpretation:以下、FINと略称)48号『不確実性を伴う法人税費用の会計処理—FASBステイトメント109号の解釈指針』を公表した。

FIN 48号は、従来まで明確な規定が存在しなかったタックス・ポジションの処理を明示した。ここでいうタックス・ポジションとは、「中間または年次会計期間の当期の、または繰延べられた税金資産や税金負債を測定するために反映される、過去の納税申告書で行ったポジションまたは将来の納税申告書で行われると期待したポジションに属するもの」をいう(*Ibid.*, para.4.) (ASC 740-10-20.)。つまり、タックス・ポジションとは、過去の納税申告書および将来の納税申告書で採用した確定していない税務処理の企業の立場を指す。

FIN 48号の公表は、タックス・ポジションに関連する不確かな一時差異を繰延税金負債から区分して、新たに税金負債として区分表示することを要求している。この区分によって、一時差異に対する不確実性の存在を明確化している。詳しくは、拙稿「アメリカ税効果会計における不確実性に関する会計処理明確化と利息・罰金の計上」『同志社大学 ワールドワイドビジネスレビュー』第10巻第1号、2008年9月、87~101ページ、を参照されたい。

30 繰延税金資産の解消には、将来年度の課税所得の存在が前提となる。もし、将来年度に課税所得が得られなかった場合、繰延税金資産が解消しない。そこでSFAS 109号(ASC 740号)は、評価性引当金を新たに導入し、その不確実性の低減を図っている。詳しくは、拙稿「アメリカ税効果会計における評価性引当金設定の意味—年金会計・退職後医療給付会計を中心に—」『同志社大学商学部創立六十周年記念論文集』、2010年3月、421~437ページ、を参照されたい。

31 適格ストック・オプションは、永久差異または差異が発生しないため、税効果会計の対象にはならない。本稿では、非適格ストック・オプションに限定する。

第5表 SFAS 123号（R）採用前後の繰延税金資産の計上機会

A SFAS 123号（R）採用以前	
ケース1：本源的価値法を採用するケース	
〈財務会計〉	〈税務会計〉
本源的価値法	= 権利行使価額（非適格ストック・オプション）
→ 繰延税金資産が発生しない	
ケース2：公正価値基準法を採用するケース	
〈財務会計〉	〈税務会計〉
公正価値基準法	≠ 権利行使価額（非適格ストック・オプション）
→ 繰延税金資産が発生する	
B SFAS 123号（R）採用以後	
〈財務会計〉	〈税務会計〉
公正価値基準法	≠ 権利行使価額（非適格ストック・オプション）
→ 繰延税金資産が発生する	

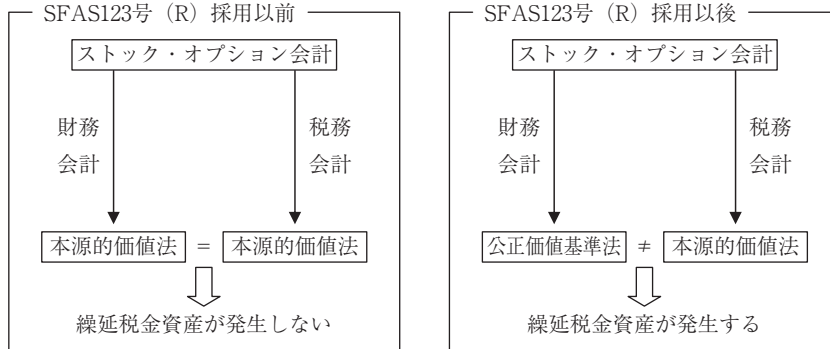
価額と権利行使時点における株式の市場価額との差額であるため、財務会計上の本源的価値の処理と等しい。SFAS 123号（R）採用以前は、原則として公正価値基準法、例外として本源的価値法としていた。そのため、会計処理のパターンとしては、2パターン考えられる。ケース1の場合、財務会計と税務会計に処理の相違がないため、繰延税金資産が発生することはない。ケース2の場合、財務会計と税務会計に処理の相違が発生するため、繰延税金資産が発生する。SFAS 123号（R）採用以前は、ほとんどの企業が、本源的価値法を採用しており、繰延税金資産が発生するケースは少ないと考えられる。それに対して、SFAS 123号（R）採用以後は、ストック・オプションの評価を公正価値基準法に一本化したので、繰延税金資産が発生する。つまり、SFAS 123号からSFAS 123号（R）への移行は、繰延税金資産の計上機会を拡大させたのである。

おわりに

IRCにおけるストック・オプションは、適格ストック・オプションと非適格ストック・オプションに区分される。適格ストック・オプションは、企業側にとって課税関係が発生することはないが、非適格ストック・オプションは、権利行使時点で課税関係が発生する。非適格ストック・オプションにおける課税関係は、オプションの市場価額と権利行使価額の差額が課税対象であり、財務会計でいう本源的価値法による処理と等しい。

SFAS 123号におけるストック・オプションの処理方法は、原則として公正価値基準法、例外として本源的価値法を要求していた。SFAS 123号を改訂したSFAS 123号（R）は、それを公正価値基準法に一本化した。この財務会計上の処理の一本化は、会

第3図 ストック・オプション会計における繰延税金資産計上機会拡大



計利益数値と課税所得の関係に影響を与えた。

SFAS 123 号 (R) 採用以前は、財務会計上、ほとんどの企業が本源的価値法を採用していたため、報酬費用を費用計上していなかったが、税務会計上、それを損金算入または損金不算入としていた。そのため、会計利益数値と課税所得は、財務会計上の利益拡大、課税所得の縮小という関係にあった。

SFAS 123 号 (R) 採用以後は、財務会計上のストック・オプションの処理を公正価値基準法に一本化したため、権利付与日時点から費用計上しなければならない。当該処理は、財務会計上の費用の方が、本源的価値法を採用していたときよりも早期に計上される。そのため、会計利益数値と課税所得は、財務会計上の利益縮小、課税所得の拡大という関係に変化したのである。

また、SFAS 123 号から SFAS 123 号 (R) への移行は、第3図のように繰延税金資産の計上機会を拡大させた。

繰延税金資産の計上³²機会の拡大は、現代会計の特徴の1つである財務会計上の債務の早期認識に起因している。会計上の費用および損失の早期見積計上は、財務会計と税務会計の認識時点の乖離を生み出した。その乖離は、税効果会計の認識対象となり、繰延税金資産を発生させる。繰延税金資産の計上機会の拡大は、会計上の利益数値縮小という現代会計の特徴から現れた現象であると考える。

以上のように、ストック・オプション会計への公正価値基準法への一本化は、税務上の課税ベースを拡大させ、また財務会計上、繰延税金資産の計上機会を増大させたのである。

32 加藤盛弘『負債拡大の現代会計』森山書店、2006年、序章。